

亀岡盆地条里の基礎的検討 第1報

足 利 健 亮

はじめに

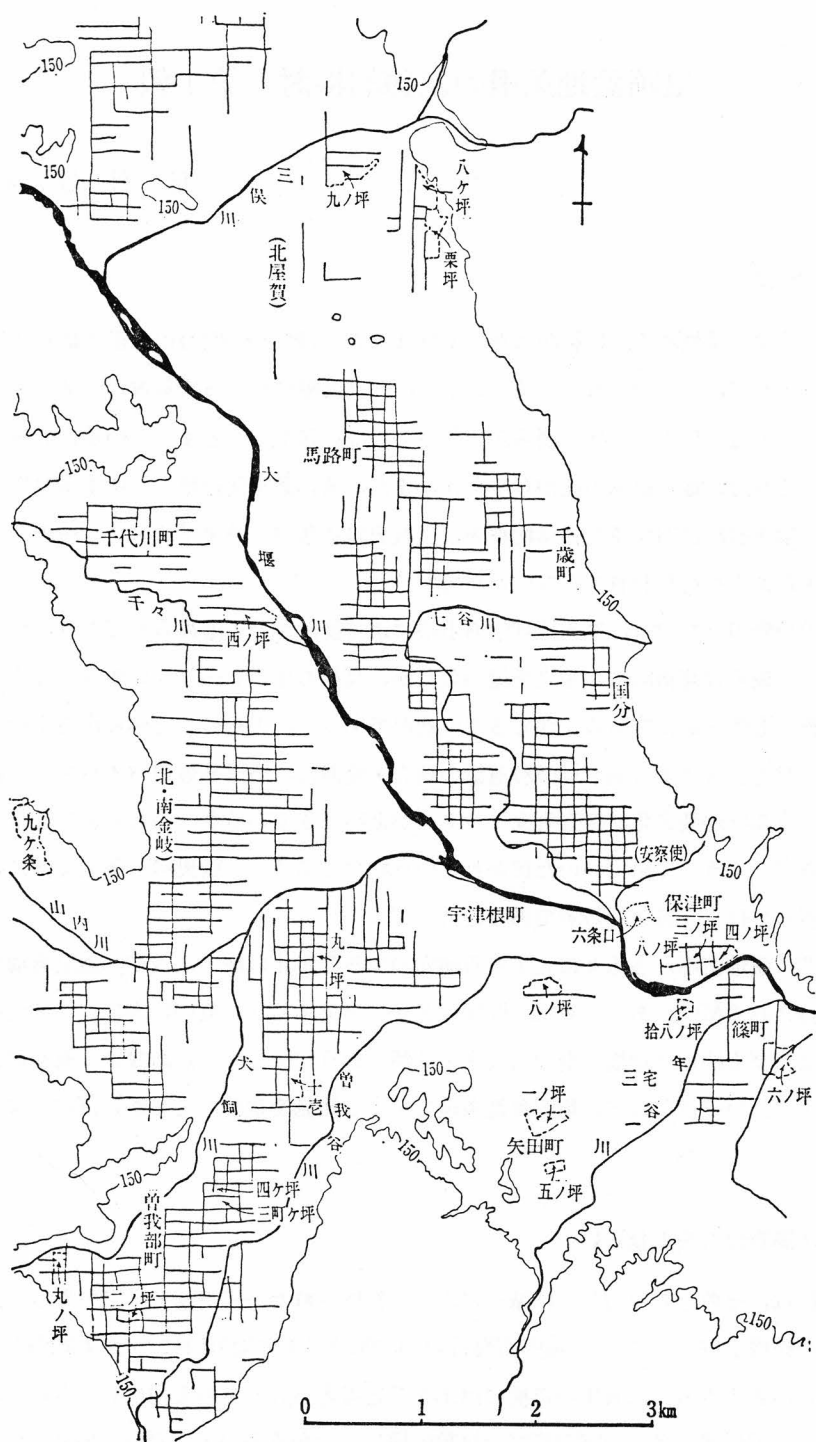
亀岡盆地は、盆地域の広い範囲に亘ってほぼ正方位(東西・南北)の条里遺構が認められるところとして、よく知られている。しかし、地割と呼称法から成る古代のプランのありようについては、ほとんど何も明らかになっていない状況にとどまっているといって過言でない。それは、地表遺構の拡がりや形状、また、遺存条里関連地名に関する歴史地理学的検討、地下遺構に関する考古学的調査、文献史料に基づく歴史学的アプローチ等の調査研究がまだあまり行なわれていないためである。

三つの分野のうちでは、歴史地理学的手法による検討が若干進められており、かつては^(注1)竹岡林が、最近^(注2)は高橋誠一が報文を提示したが、高橋も述べる通り「坪並み」も「条・里の区画線」も明らかにすることができない状況であって、未知のことがらがあまりにも多い。考古学的手法による地下(埋没)遺構の調査・検討は、国道9号線バイパスの建設に関連して当京都府埋蔵文化財調査研究センターが進めてきているが、これもまだ数年来のことにすぎず、ようやく緒についたばかりという状況である。文献史料＝条里文書に関する検討に至っては、今日まで皆無であると言ってよい。

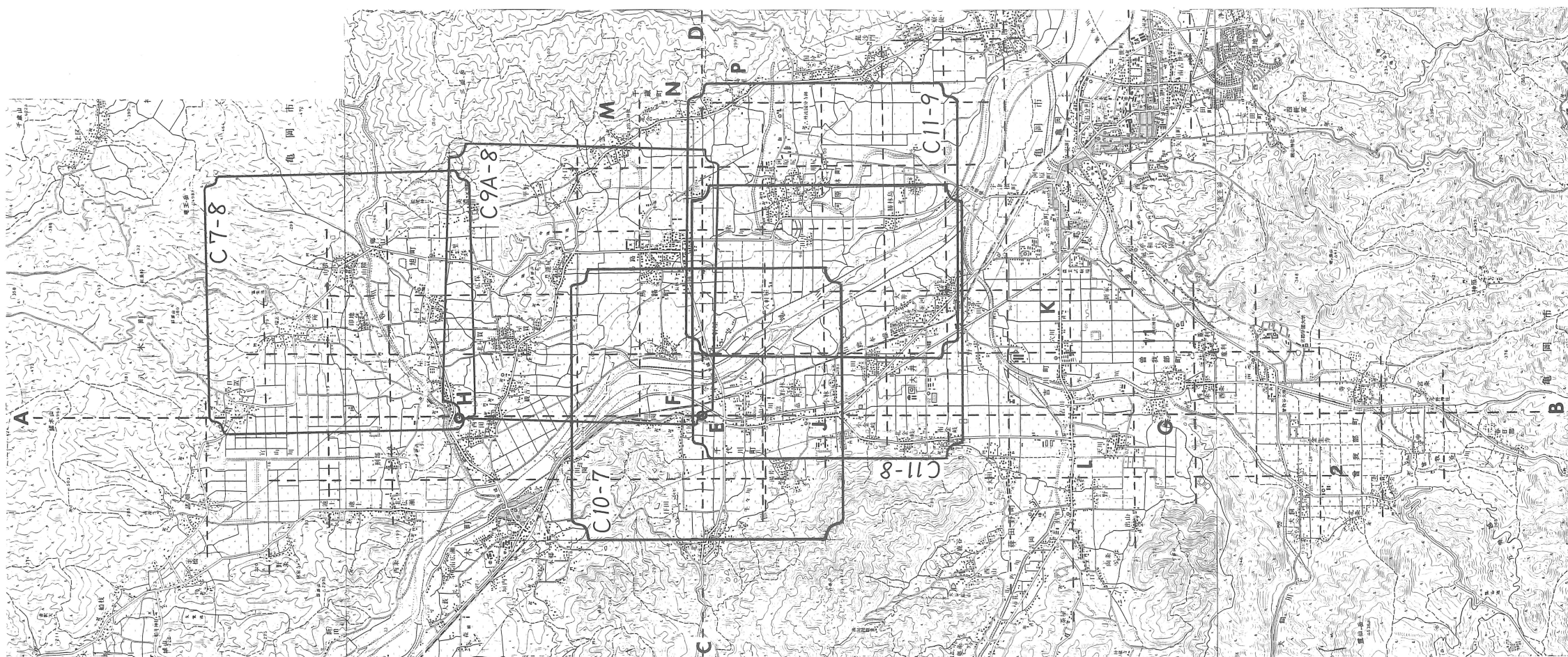
その間、盆地南部から徐々に北上する傾向のある都市化の波によって、条里遺構は少しずつ蚕食される傾向にあり、更に、問題の多いことであるが、近い将来において圃場整備事業による歴史的地割遺構の全面的改変・抹消という状況も生じかねない。綿密な調査を、しかも少し急いで行なって、亀岡盆地条里に関する知見を蓄積しておかねばならない時期に至っているのである。

1. 本調査の方法とねらい

第1図は、その標題の通り高橋誠一によって作成された条里遺構分布図である。高橋は、この図の作成手続について、「亀岡市発行の10,000分の1の地形図に小字の境界線を記入し、小字境界のうちで、条里の遺構に由来すると考えられるものを抽出したものである。ただし、当該地域では、小字の範囲が複数の坪にまたがる例が多いので、小字境界線のほかに、明らかに条里に由来すると考えられる道路・畦畔をも10,000分の1地形図から抽出



第1図 高橋誠一による亀岡盆地の条里遺構分布図(1986)



第2図 フィールド全体像と空中写真の標定位置

して記入することにした。亀岡市外の八木町の一部についても記入してある」と説明したのち、なお古い地籍図やより大縮尺の地形図によって補われる必要が残っており、実際の条里遺構はこの図に示すものより若干は多く分布している可能性があること、従ってこの図が最終的な亀岡盆地の条里遺構分布図ではないことを謙虚に述べている。

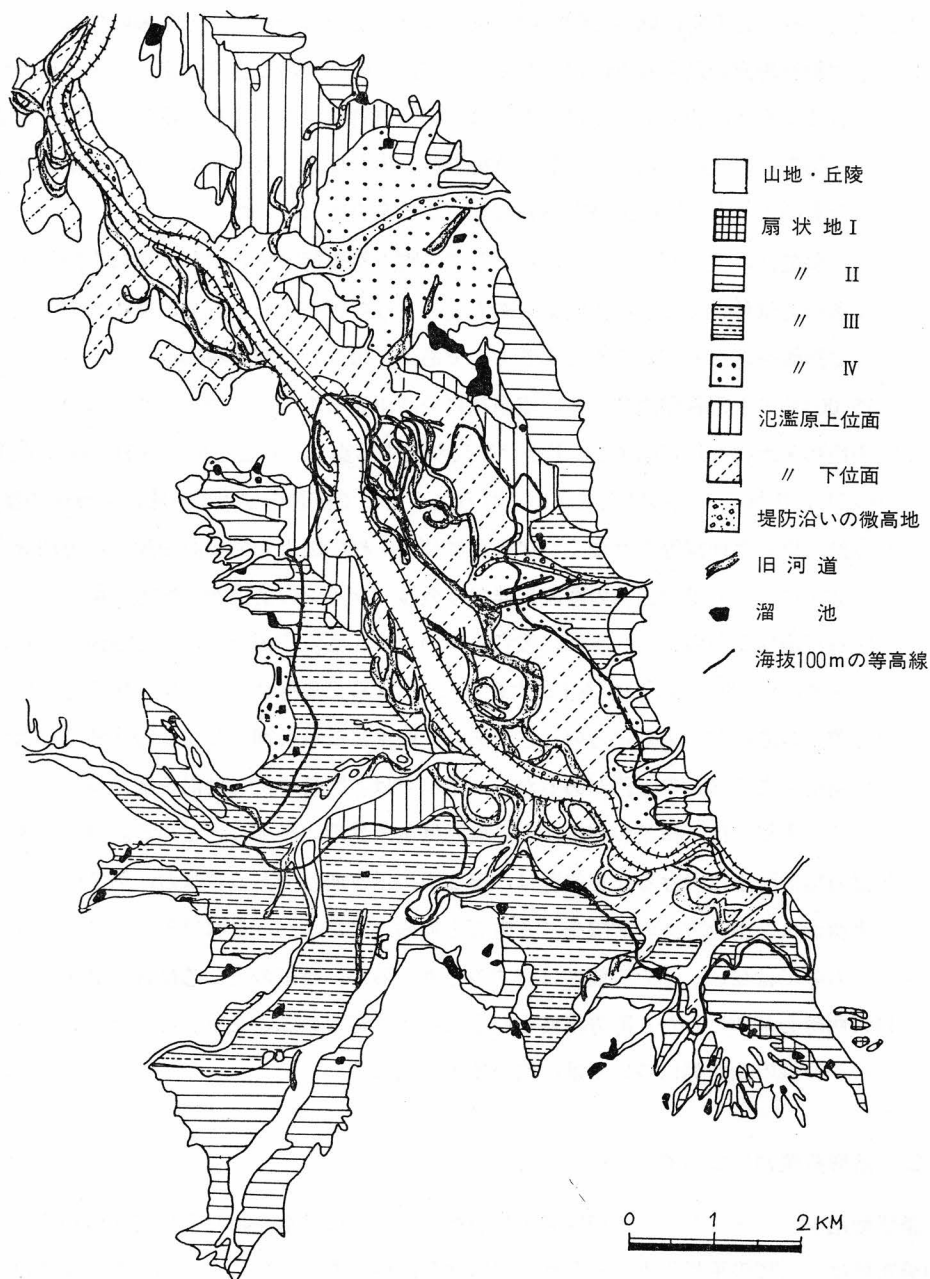
現存遺構、特に方1町区画(坪区画)線の確かな認定とそれに基づく分布図の作成が、歴史地理学的調査研究の最も基礎的な作業であるが、この一つのこととて、上記高橋の作業に窺われるように、決して容易なことではない。筆者も、ふり返ってみると高橋の作業と並行する時期に、空中写真を利用した遺構の拾い出し作業に着手しており、確かに高橋の作成したものよりも多くの遺構が認められることを実感していた。

そこで本稿では、空中写真からの、主として一町方格遺構の拾い出し作業結果図を示し、その作業過程で気付いたこと、作業結果図の読みとりなどを中心として、亀岡盆地条里の諸問題点の指摘を行なってみようとするものである。依拠した空中写真は、1974年撮影の、縮尺約13,000分の1密着印画である。空中写真を活用する場合、一つはそれから拾い出した地割や地形・地物を地形図(この場合は縮尺が空中写真のそれと近似する10,000分の1図)に移記し、広域を1枚の図上で眺められるようにして検討を加える方法、もう一つは、写真から拾い出した地割等をうまくつなぎ合わせて1枚の図として検討を加える方法等もあるが、前者については地図への移記に伴う微妙なラインの消去が問題点の検出をむづかしくする可能性があること、また、後者については、密着印画といえども各図葉の特に周辺部3~4cmの部分は「ひずみ」が大きくなり、さらに飛行コースを異にする写真間では縮尺も若干の違いが出来るなどのことがあり、簡単にこれを補正して接合することは困難で且つ精度を失うなどの隘路があるから、本稿では各図葉単位に検討を加えることとする。そして、本稿では、作業の進捗から、検討は亀岡盆地北半部にとどめる。検討を加える各図葉の地形図上における標定位置は、第2図に示す通りである。なお、第2図にはほかに、東西および南北方向の破線を各6町ごとに描いてあるが、これは条および里の界線を示したものではない。その可能性は有すると考えるが、目下のところはA-B南北線とC-D東西線を基準にした6町方格網というだけにすぎないことを断っておきたい。A-B線、C-D線の意味等については、改めて後に触れる。

2. 地形分類図について

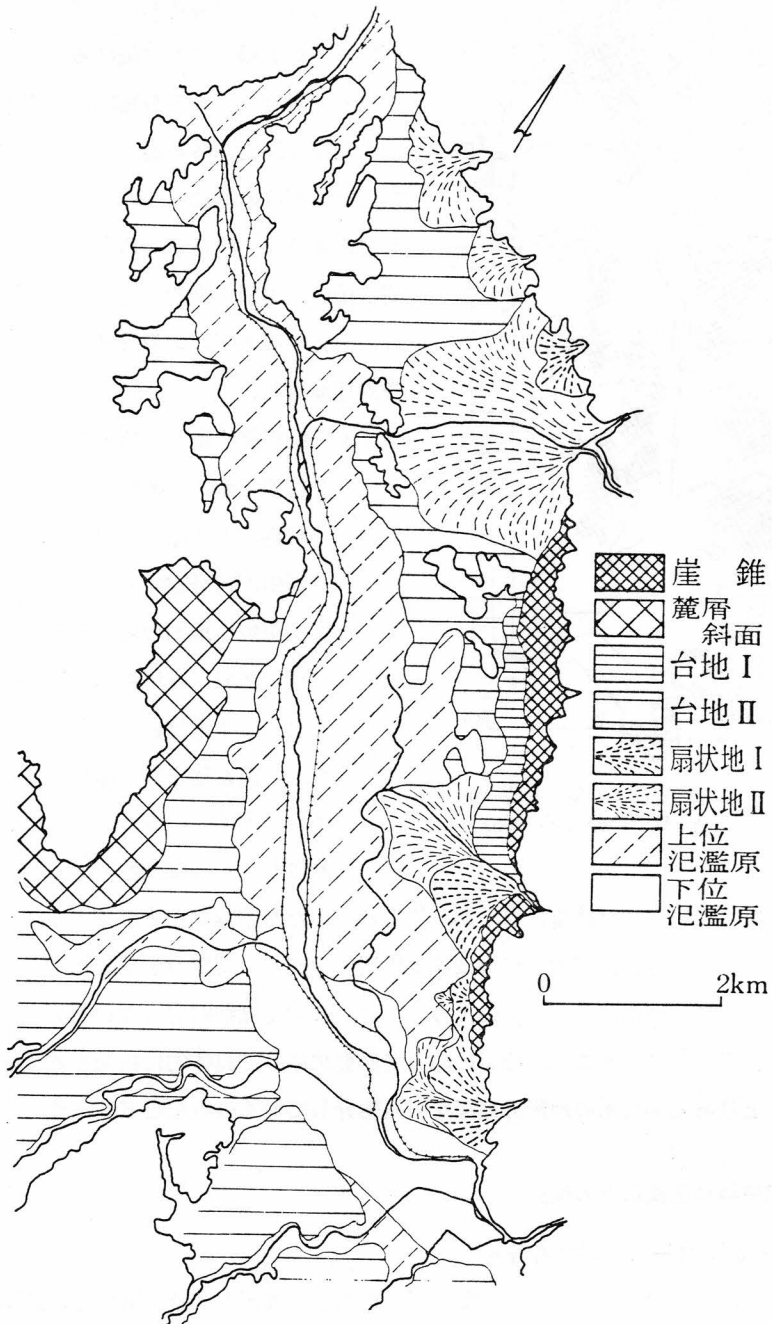
条里地割とは古代における水田開発・水田耕作のために設定されたものであるから、その分布域は、地形の平坦さと水利条件とに密接な関係をもっている。水利に関係する以上、同一の地形条件であっても、分布の有無、あるいは分布の粗密を生じること、言うまでも

ない。そこで、地形学的調査に基づく地形面分類成果に依拠して、どのような地形面のどの部分に条里遺構が分布し、どの部分に遺構がないのかなどを具体的にこまかく把握し、且つその理由は何かといった考察を加えることが必要な基礎作業になる。しかし地形面分

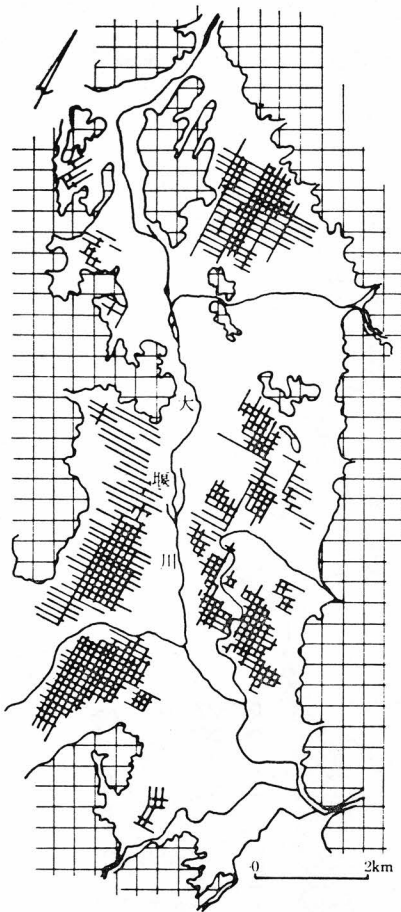


第3図 亀岡盆地の地形分類図A(大橋健1985)

類も研究成果であるから、研究者によって見解が分かれるところが少ない。従って当然、提示された地形分類図の内容も大きく異なるのが普通である。そこで本稿では2枚の地形分類図を参照しながら作業を進めてゆくことにしたい。



第4図 亀岡盆地の地形分類図B(高木勇夫1985)



第5図 高木勇夫による亀岡盆地の条里型土地割の分布図(1985)

その一つは第3図である。第3図は1985年秋の人文地理学会大会巡検に際して、案内者の1人であった大橋健が作成したもので、まだ正式な研究報告書に発表されていないものであるが、同氏の了解を得てここに掲げることにしたものである。もう一つ地形分類図は、高木勇夫の作成した第4図である。高木は「条里型土地割分布と地形配置の間にみられる関係について検討してみよう」とする意図のもとに、一方で「亀岡盆地の条里型土地割の分布」図(第5図)を作り、他方で第4図の地形分類図を作って、両者を対比検討し、

「a 条里型土地割は亀岡盆地のほぼ全域に分布するが、大堰川左岸地域では段丘、扇状地、氾濫原に、右岸地域では段丘、麓屑斜面に分布する。

b 条里型土地割の非分布地域は、崖錐、下位氾濫原、古川沿岸の氾濫原にみられこれらの土地はいずれも粗粒な土壌からなり、農耕地として開発するには低劣な条件の土地で、もともと条里型土地割の施されなかった土地である。」

などの極めて単純化した結論に導くが、^(注3)筆者が試みた空中写真からの条里遺構の拾い出し結果に照らしてみると、高木の場合は「条里型土地割」の認定および図化に疑問が多く、地形面との関係についても、上記のような割り切り方では把握できない部分が少なくない。そのことは以下の各図葉ごとの検討に際して必要に応じて具体的に指摘することにし、ここでは、とりあえず高木の地形分類図を引用紹介しておくのみにとどめよう。

3. 空中写真図葉ごとの検討

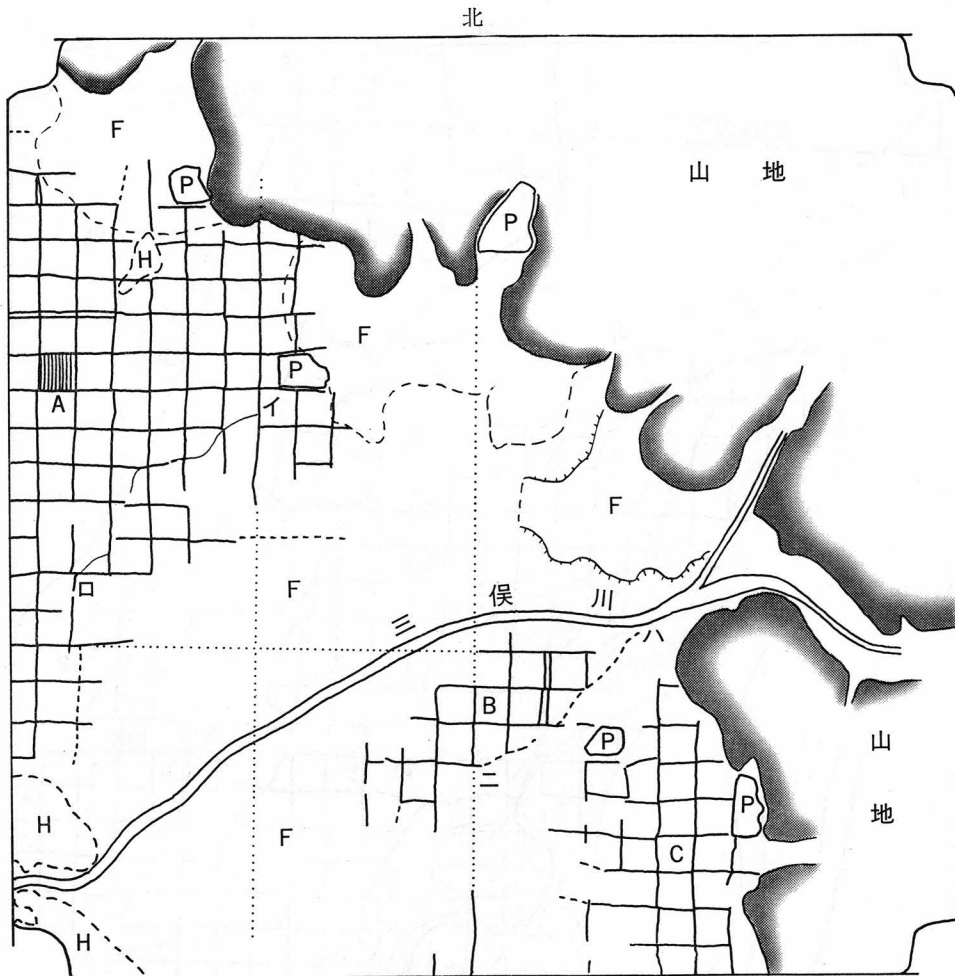
(1) C7-8(7コース、写真番号8)

これまで、条里遺構、あるいは「条里型土地割」と表現してきたものは、条里の一つの単位である方1町を区画する線を指している。しかし条里遺構という時には、方1町区画

(坪)を細分する区画も含まれるし、これから後の記述ではそのこともとり扱う場合があるから、以下においては「1町方格線」と「坪内地割」の二つの語を用いて、使いわけてすすめることにしたい。

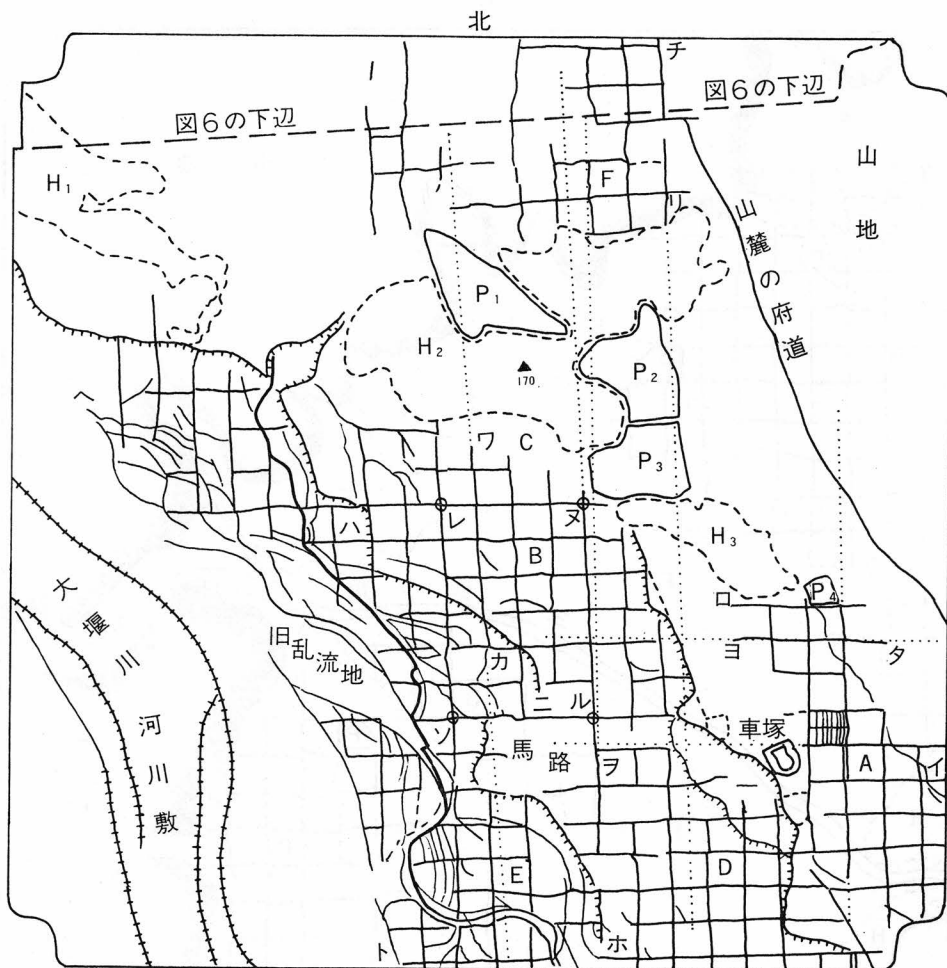
さて、空中写真C7-8図葉から、1町方格線と認められるものをはじめ必要事項を抜き書きして作成したのが、第6図である。先に掲げた第2図の中にその標定位置を記入した通り、ここは亀岡盆地北端の東半部分に相当する。図の左端近くには、1町方格線がよく連続している部分が認められる。そこは、大橋健の地形分類によると「氾濫原上位面」、高木勇夫のそれによると「台地Ⅱ」の面にあたる。A付近の一つの坪に例示したような、南北方向の長地型坪内地割が卓越する、整った遺構の分布地区である。

イ点からロ点にかけて、図示したような曲線の畦畔が断続するが、ほぼそのあたりを境



第6図 KK-74-14, C7-8(Pは池, Hは丘陵, Fは扇状地を示す)

にして図の下辺までは三俣川の扇状地であり、北の山地に南接する一部を除いてその大部分が、大橋の地形分類では「扇状地Ⅳ」、高木のそれでは「扇状地Ⅱ」に相当する。高木はこの扇状地面に「条里型土地割」を見出さなかったが、第6図に明らかな通り、三俣川左岸(南岸)のBとCを中心にした一帯には明瞭な1町方格線網が認められ、しかもBの一帯では南北方向の、Cの一帯では東西方向の長地型坪内地割がそれぞれ卓越する整った条里遺構であることが知られる。このような遺構の分布状況は地形面との関係のみでは説明できないことを示しており、三俣川からの取水や溜池灌漑等の水利条件を考慮にいれなければならないことを明示している。例えばハーニ方向の破線はその種の灌漑水路の一つであるが、現段階では水利に関する調査をほとんど行っていないので、本稿でその問題に具体的に触れることはできない。



第7図 KK-74-14, C9A-8

最後に、点線を補助線として用いて示したように、三俣川の左右両岸域の1町方格線の間にはズレが認められず、一連の計画による施行とみなしうる種類のものであることを指摘しておきたい。

(2) C9A-8

空中写真C9A-8図葉から1町方格線等の必要事項を抜き書きして作成したものが、第7図である。標定位置を第2図に示した通り、ここは、第6図の南に続く所で、同図南辺と第7図上辺とは若干重なる部分がある。

図中、Hは丘陵を、Pは池を示している。H₂の170mのピークは、地形図に呉弥山と見えるもので、P₁、P₂、P₃はそれぞれ上・中・下池である。1町方格線の残り方を地形との関わりで見ると、以下ようになる。

P₂・P₃・H₃の東辺からイ点に達する線以東、山麓線までは、大橋の地形分類で「扇状地Ⅱ」面であり、高木は「崖錐」と「台地Ⅰ」の2面に区分しているが、いずれにしても西隣の地形面からはい上ったと見られる若干の線を除いて、1町方格線はほとんど認められない。

H₃の西端から南々東へ走り車塚の西側を通る低い崖線と、P₄-イ点を結ぶ線の間は、大橋によると「氾濫原上位面」、高木によると「台地Ⅱ」面とされ、Aの周辺に認められる通り1町方格線はよく残り、Aの左上に例示したように坪内地割も整っているが、ただ、車塚北東隅からロ点に至る線以西のように、同一の地形面でも遺構をまったく残さない部分もあり、やはり地形面だけからの説明は困難であることが物語られている。水利の問題、あるいは古墳ないし古墳群の占地によるのかもしれないという問題、あるいはその両者や地形の傾斜といったことからむ問題などの潜在することが予想され、今後のより踏みこんだ調査の方向が示唆されている。

車塚の西側を北々西-南々東に走る低い崖線以西は、高木によると大部分が「上位氾濫原」で、Bのあたりに「台地Ⅱ」面が北方から張り出してきていると解釈されている。

「台地Ⅱ」面というのは、車塚の乗る面と同一面である。B付近の面は、西側にハーニの低い崖線及びその北々西延長の崖線が認められるから、この区分は適切であると思われる。これに対して大橋は、車塚の西の崖線以西地区のうちC付近(池尻集落部分)と、ハ点の北の崖線以北を「氾濫原上位面」とするほかは、全域を「氾濫原下位面」とし、ハーニーホ線以西に多くの旧河道を識別している。条里遺構の分布パターンという観点からすると、この大橋のように旧河道(網)を識別図示することが、必要不可欠な作業になるように思われる。そのことは、第7図で、ハーニーホ線を境にしてその東西で条里遺構のパターンがかなり異なる事実から明らかであろう。

ここにパターンが異なるというのは、次のようなことである。第7図では、1町方格線の方位に整合しない方位の坪内地割、つまり斜めであったり曲線であったりする坪内地割をとり出して描いてあるが、それはハーニーホ線以西に圧倒的に多く、以東には少ない。すなわちBからDにかけての一带は、1町方格線と坪内地割が共によく整って安定した状態で遺構が広がっているが、ハーニーホ線以西は坪内地割の乱れと1町方格線の分断、屈曲が顕著である。これは旧河道の存在、あるいは一時的な洪水、乱流の影響によるものであり、その間、自然堤防部分(例えばE付近)は島状に比較的しっかりした遺構が認められるというパターンを作り出しているのであるから、「氾濫原」という地形面の中で、特に「旧河道や乱流地と自然堤防の混在する地帯」とでもいうべき一種の「地形面」が区別されることが、条里研究の観点からは必要で有意であるといえるわけである。

説明がくり返しを含む冗長なものになったが、要するにB付近からD付近にかけて、洪水等によって遺構の乱される機会の少ない、従って恵まれた土地条件、生産条件のところが展開し、ハーニーホ線以西は、洪水等によって遺構が乱される機会が多く、その残りが整わない地帯として識別されることを指摘したかったにすぎない。ただし、B付近とD付近は、遺構のありようが整っているという点では共通するけれども、地形面からいうと高木が区分しているように異なる。

次に第7図の上辺であるが、ここは既に第6図の説明でも触れた通り、大橋が「扇状地Ⅳ」とする三俣川の扇状地面である。F付近の条里遺構は第6図の下辺から連続するもので、扇状地の東半に残り、西半には認め難いという分布状態を示す。ところで、この扇状地は、三俣川が運び出してきた砂礫が、H₁、H₂等の丘陵でいわば堰き止められるようにして堆積し、形成されたもので、例えばB付近の標高が100m余りであるのに対しF付近には120mの等高線が走っていて(第2図)、20m近い標高差ができていることがわかる。

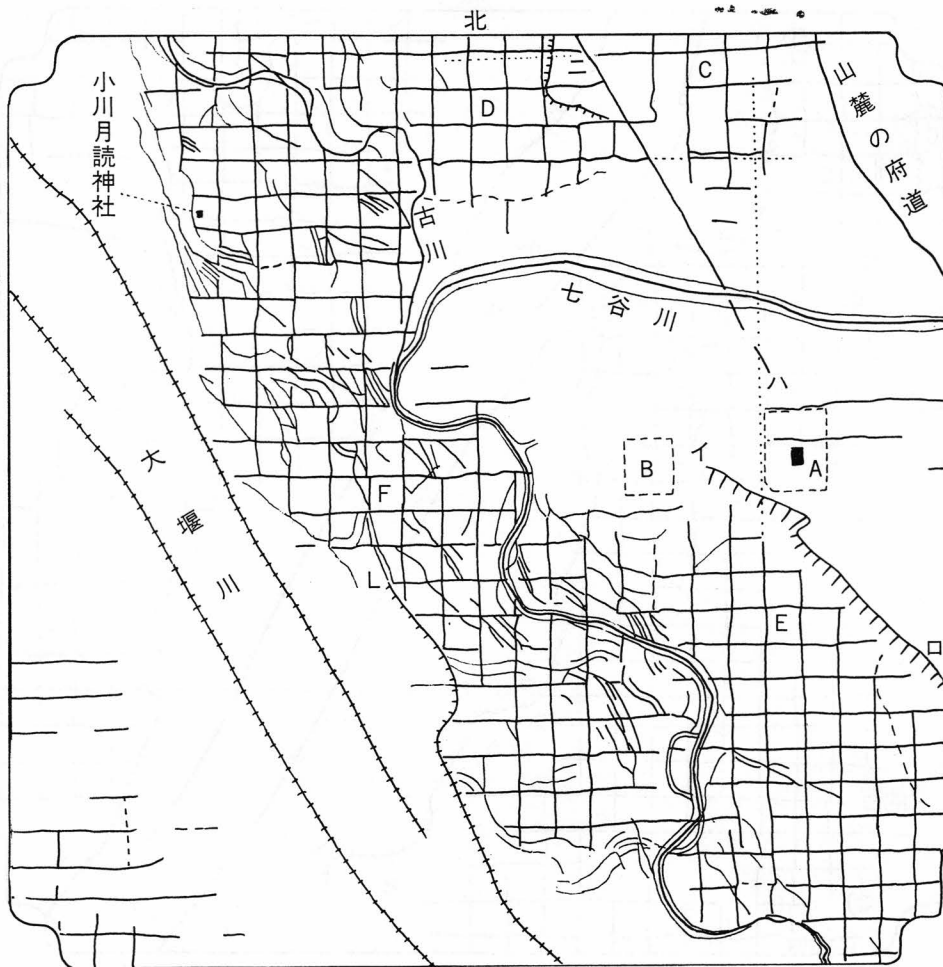
このように丘陵列が境をなし、地形面や標高を異にするためか、丘陵の北と南では明らかに1町方格線にズレが生じていて一致しない。そのことは、チーリ線を南へ延長し、またヌール線を北へ延長した点線によって示す通りである。このような1町方格線のズレは、両地区の条里が施行主体を異にして造成されたことを示唆する。同様のことが、B付近条里とD付近条里の間にも認められるようである。すなわちヤーホ線北延長はヌール線と明らかに方位を異にするし、ワーカ線の南延長はE付近の1町方格線と一致しない。さらにA付近の条里と以西の条里との間にもズレが認められることは、Aの区画の北辺線を西へ延長した線やヨータ線の西延長線が、いずれも西方の1町方格線に乗らない事実によって明らかである。かくして、第7図中には、少なくとも四つの条里施行単位、すなわちA付近、B付近、D～E付近、F付近の各施行単位が識別される。このような微細な施行単位

の識別は、やがて郷やさらにその下部の地域単元の考察に有用性を発揮するものと考えられるのである。

ところで、上記各施行単元のうち、B付近の条里1町方格網がかなり菱型化していることが、一つの注目すべき点である。試みにヌーソ対角線とレール対角線を、空中写真上で測ると6.1cm対6.4cmとなり、菱型化は明らかである。このような変形の成因が、測量の失敗によるものか地形条件によるものなのかは難解であるが、一つの顕著な事実として記しておきたい。

(3) C11-9およびC11-8

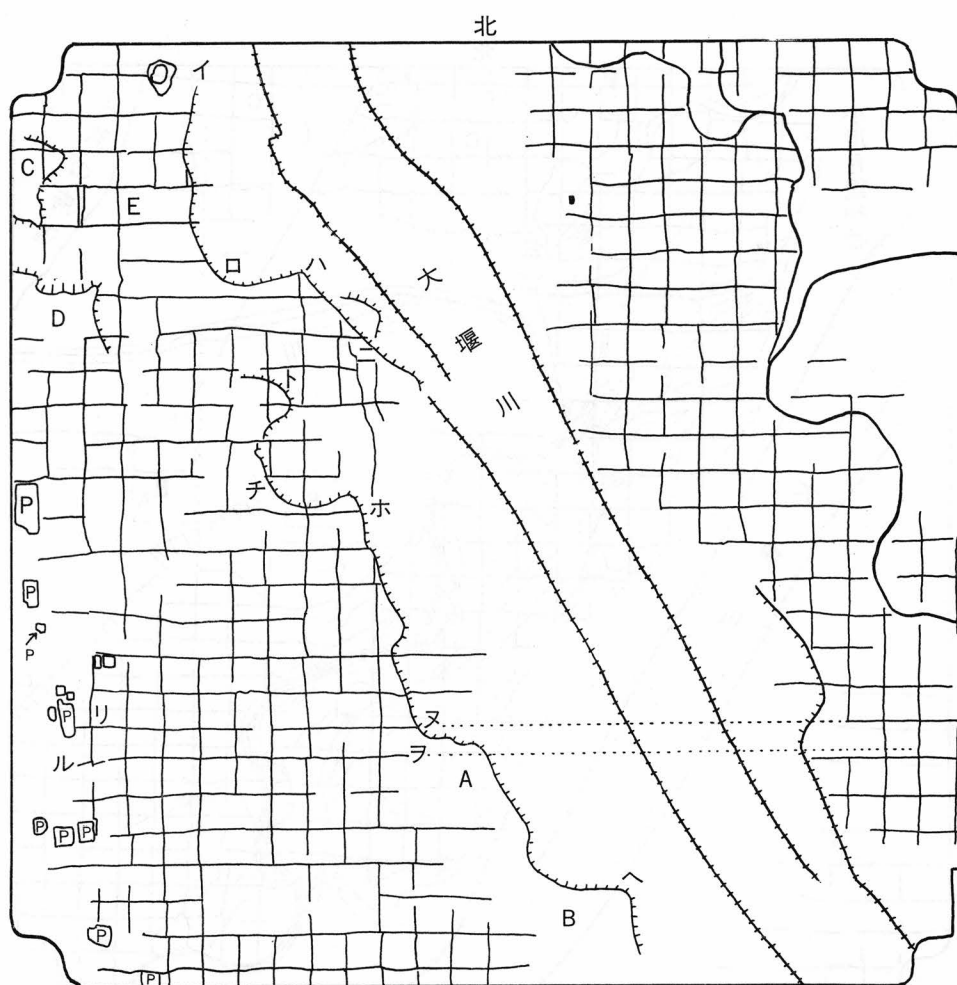
空中写真C11-9図葉から1町方格線等の必要事項を抜き書きしたものが、第8図である。標定位置を第2図に示した通り、ここは第7図の南に続くところで、同図南辺と第8



第8図 KK-74-14, C11-9

図北辺は若干の重なりを有する。

図の中央から右上にかけての条里遺構が認められない部分の地形面は、大橋と高木とで、第3図および第4図に示されるように若干の表現の違いはあるが、要するに七谷川の新旧の扇状地面で、裾の部分がカットされて段丘化しており、ことにイーロ段丘崖は明瞭で20m内外の比高が生じている。段丘崖上のAの黒点は現在の国分寺で、Aを囲む破線は、古代の国分寺寺域想定線であり、Bの破線内は御上人林廃寺すなわち国分尼寺推定廃寺の寺域である。^(注4)その国分寺域東方の扇状地面に、高木は「条里型土地割」の遺存を考えている(第5図)が、筆者がC11-9およびC11-10、C11-11各写真を検討した限りでは、ここに条里の1町方格線が存在したとすることは極めて困難であった。七谷川がすでに谷口付

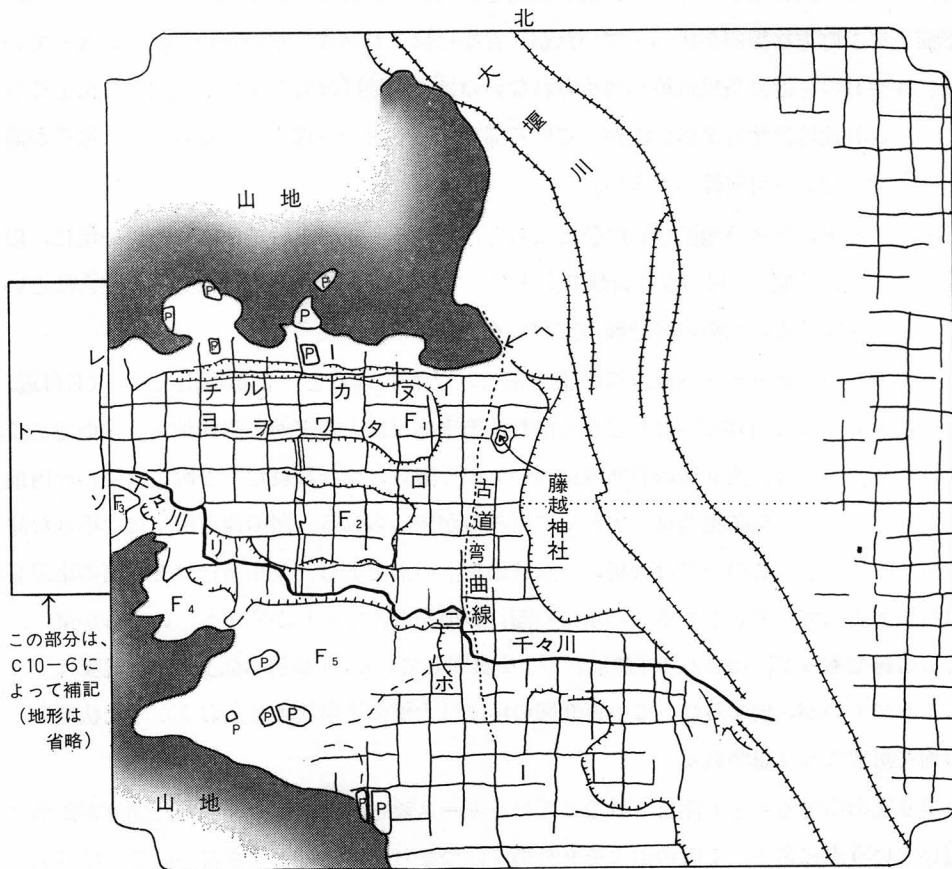


第9図 KK-74-14, C11-8

近で扇状地面を下刻していることをはじめ、水利条件も古代の農地開発に好都合でなかったと見られるありようで、おそらくそういう条件の高燥地である故に二つの寺院の立地点ともなったのであると思われる。

国分寺域の背後、ハ点からニ点に至る直線は、恐らく国分寺の設立前に早くも作られていたと考えられる計画古道の残像で第7図の車塚西辺に続く。ほぼこの線以東の地形面は、大橋によると「扇状地Ⅲ」から「氾濫原上位面」に亘り、高木によると「扇状地Ⅱ」から「台地Ⅱ」に亘るが、いずれにせよその面上C付近の条里1町方格線は、古道以西のそれ(D付近)と施行単位を異にすること、すでに第7図において指摘した通りである。C付近の遺構線はまた、南方のE付近のそれとも明らかにズレをもっているのであって、このことの意味の検討は、開発史の問題ともからんでくることが予想される。

さて、ニ点の西の低い崖線以西、イーロ間の明瞭な段丘崖線以西の地形面は、大橋の



第10図 KK-74-14, C10-7

「氾濫原下位面」、高木の「上位氾濫原」面で、そこにおける条里遺構パターンが、七谷川南流部分とその支流の古川の沿岸部を境に、以西と以東で大きく異なることは、第7図について既に詳しく述べたことと同じなのでくり返さない。ただ、旧河道や乱流の痕跡が西から押し寄せてD付近やE付近の整った条里遺構を侵さなかったのには、七谷川扇状地の西への突き出しが大きく関与していたに違いないことが、この第8図から知られることのみを付記しておきたい。なお1町方格線はDからFをめぐるE地区まで一連のものと認め得るようであることも指摘しておくことにしよう。

次に第9図を示す。この図は第8図と同一飛行コースの西隣の写真から作成したもので、右方60%部分は第8図と重複する。この第9図によって、大堰川右岸(西岸)の地形と条里遺構の関係を検討することができるが、合わせて大堰川兩岸の条里の関係も考えることができる。

大橋の地形分類によると、ほぼイーローハーニーホーへを結ぶ線以東は「氾濫原下位面」であり、第3図に示す通り旧河道網も識別されている。大堰川左岸(東岸)ではその同じ地形面上に1町方格線網が広がっていたが、右岸にはそれが残らないという状況になっている。AやBの付近に条里遺構が認められないのは、A地区は新しく住宅地化されたところであり、B地区は並河集落が広がっている部分であるという理由によるもので、遺構が消滅した部分である可能性が大きい。

一方、高木の地形分類図(第4図)によると、ほぼイーロートーチャーホーへ線を境に、以東が「上位氾濫原」、以西が「台地Ⅱ」となっている。地形と条里遺構分布の整合性という観点からすると、大橋の区分線の方がよく整合するといえる。

イーローハーニーホーへ線以西の北半部は、大橋によると「氾濫原上位面」(E付近)「扇状地Ⅱ」(C、Dの高み)などから成り、南半部はほとんどが「扇状地Ⅲ」の面である。これらの面上には、第9図の範囲内についていう限り、ほぼ漏れなく1町方格線、坪内地割共に比較的整った条里遺構が広がっているのが認められる。図の西辺南半には小さな溜池群が集まるが、この一帯は大橋の「扇状地Ⅳ」の面であり、条里遺構はその面の東辺をほぼ限界としていると読める。高木はC面、D面を含んでそれから南へ、いくらか東へふくらむ線でもって区切られる「麓屑斜面」を識別している。「麓屑斜面」という表現は少しなじみにくいが、要するに、この第9図の中では大橋の「扇状地Ⅱ」および「扇状地Ⅳ」の面を指すように思われる。

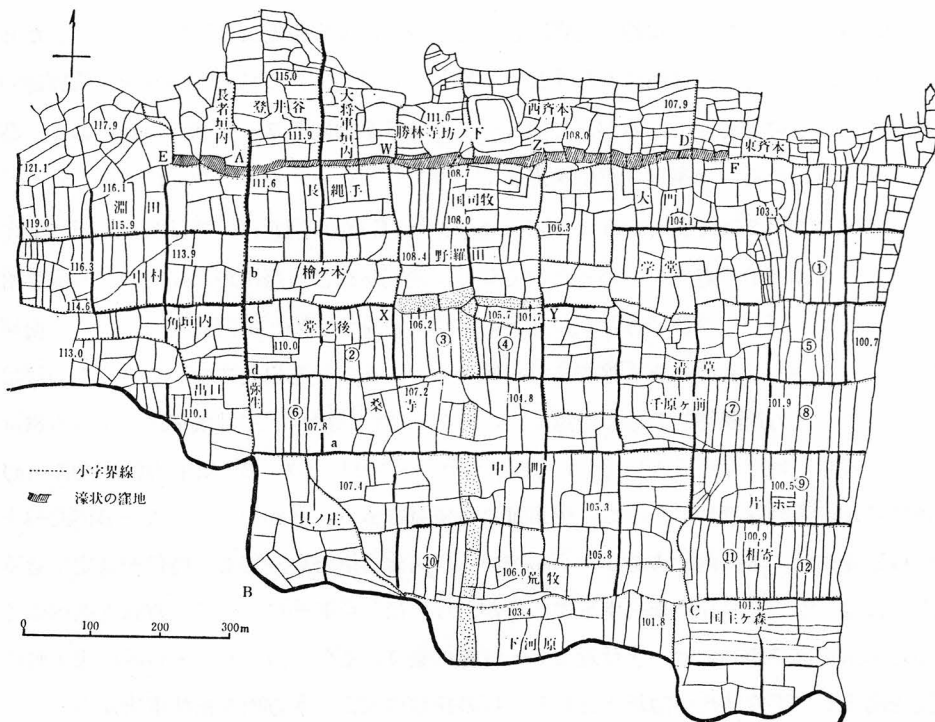
第9図の中でもっとも注目されることは、リーヌ線とルーヲ線の間の南北間隔が異常に短いという点にある。1町のおよそ9分の7、つまり85m内外にすぎない。これは各地の条里調査の経験に照らしてみても例をみない特異なありようといってよく、ここはあるい

は以北条里1町方格網と以南のそれとの接合帯であったのではないか、という憶測を導く。今後の熟考を要する部分であるが、或いは郷界のような機能をもたしたかもしれない。ともかくこのことによって、以北の1町方格線は大堰川左岸と連続するが、以南はズレを生じるという結果を生むことになった。このレベルの縮尺の空中写真の検討によって、はじめて指摘できることになった興味深い事実である。

(4) C10—7

第10図は空中写真C10—7図葉に基づいて作成した。地形図上の標定位置は第2図に示した通りで、大堰川左岸(東岸)域は既掲の第7～9図に関する説明で触れており、ここでは、左岸域の地形に関する表現をすべて省略してある。右岸域についても、その東南部4分の1ほどの範囲が第9図に含まれ、従ってその地形と条里遺構の関係は検討を終えているので、ここでは残る西辺部分について、まず簡単に地形面と条里遺構の関係を見ておくことにする。

高木の地形分類図では、イーローハーニーホを結ぶ線以西、山地までの間が「麓屑斜面」と一括単純化されており、ここでは活用できない。大橋の地形分類図によると、F₁～F₅の各面が「扇状地Ⅱ」面で、その間、イ、ロ、ハの各点から西へ入りこむ浅い谷が、



第11図 丹波国府推定地の地割(高橋誠一1985)

「氾濫原上位面」として識別されている。条里1町方格線はF₁、F₂面、並びにイ、ロ、ハから西方へさかのぼる浅い谷筋に認められるが、背後の山地からの砂礫流出量が多いF₃～F₅の扇状地面には認められない。F₅は、かなり広い面積を有するがF₁、F₂などの面に比して傾斜も大きく、扇状地としての性格を異にすると見る方がよいのではないと思われる。F₅は、F₁やF₂の地形面形成ののちまでも扇状地形成の作用が続いていて、その下層に条里遺構を埋めこんでいるというふうなことがあるかもしれないが、今のところそれは憶測の域を出ない。地形面と条里遺構の関係についての記述は、ひとまずこの程度にとどめておくことにする。

さて、第10図で最も関心がひかれる地図上の事実、図のほぼ中央における藤越神社の位置である。藤越神社の由来等については未調査であるが、少なくとも式内社ではない。由来の問題ではなしに、この神社の社地が条里1町方格線の交点を占め、北は、西方から大堰川へ向けて張り出した山地の突端(へ点)をかすめ、西はト点、すなわち千々川が亀岡盆地へ出るために形成した谷をまっすぐ指向するということに注目される。

藤越神社とト点を結ぶこの線は、木下良が想定している「奈良時代より平安時代中期にかけての(丹波)国府」、いわゆる千代川国府方6町域(チーリーハーヌ)の、北辺から南へ2町目の線にあたり、国府想定方2町域(ルーラーワーカ)の南辺^(注5)にあたる。高橋誠一は、想定国府域と周辺のこまかな地割図(第11図)を作成し、国府想定方2町域の南辺中央から南へ向かう地条と方2町域南辺をなすX-Y地条に着目して、これらの地条を道路痕跡の可能性をもつものと考えているが、このX-Y地条は第10図のラーワ間の地条であり、空中写真によれば、その地条はヨ点やタ点までも延長してとらえることが可能である。

これに対して第2図で明らかなように、藤越神社(E)から南北にのびる線は、単にFの左の丘端=第10図のへ点をかすめるだけでなく、南延長線は犬飼川の北岸沿いに穴太集落の方へ向かって西からのびてきた低い丘陵の突端(G)をかすめ、亀岡盆地のほとんど南端の地点まで見通すことのできる線である意味をもつ。Fの丘端以北についても、この線はHの丘陵上の金刀比羅神社の地点を越えて、その北方の三俣川右岸域条里区の1町方格線の1本に乗り、亀岡盆地北端に達し、A点付近の一つのピーク、諸木山の頂上(496.9m)に達するが、藤越神社地点からこの山頂はよく望見できる。しかも、このA-B南北線上、F-G区間には1本の南北古道がからんでいる。南北古道といっても、時代を特定できるわけではないが、Fの丘端から南下する道があり、はじめF-G線から1町ほど西へふくらんで小川集落を通り抜け、J付近でF-G線に乗り、それ以南ではF-G線の東1町の位置を南下して平安時代山陰道と交差し、Gの丘端の穴太集落方面を指す事実がある。

E点つまり藤越神社地点でA-B線とC-D線が直交するという事実に関する上記のこ

とがらのうち、それらの線と点がもつ意味について決定的なことを語るものがあるわけではない。しかし、上述のようにC—D線が国庁推定域南辺であるとか、A—B線が盆地の南北端を見通す位置に通じているとかいうことに或る意味を認め、これら2線を基準に、第2図のように6町間隔の線を描いてみると、それなりに注目すべき事実に逢着する。

例えば、A—B線の西6町の線は、千代川国府推定国府域・国庁域の正中線である。さらに西6町の線は、千代川付近の条里1町方格線のうち、南北線の西端のものである(第10図のレーソ線)。C—D線の南12町の線、つまり第2図でJを通る東西線は、国分寺および推定国分寺各寺域のほぼ南辺線(第8図のF区画の南辺線)になる。その南6町の東西線は、第9図で南北幅の狭い85m条里坪区画が連続することに注意したその帯の北辺、すなわちリーヌ線になる。さらにその南18町の線は、亀岡から西向する古道の犬飼川以西およそ12町の直線区間に一致する、などである。亀岡市街から西へ直進して盆地西端に至り、湯ノ花へ越えて埴生を指向する道は、『延喜式』兵部省式の諸国駅伝馬条に記された駅の配置に基づく駅路研究によって、平安時代の山陰道であったことがわかる^(注6)。その道筋は余部—穴川の線(第2図、Kの下)あるいはそれから1町のズレをもつ吉田—佐伯の線(Lの上)のいずれかに違いないのであって、この点で上記6町区画線の一つが吉田—佐伯の道と一致することは注目される。

金田章裕による近年の綿密な条里制研究成果によると、条里制の里の編成は、1町方格地割網の形成にかなり遅れることが示されている^(注7)。少なくとも恭仁京の時代(740-742)よりさかのぼって里が編成されたことは認められない。丹波国分寺域に南東から接近し、北西背後方向へのびる斜方位古道痕跡は、天平期における地割網のありようを示唆するもので、おそらく正方位1町方格網はそれ以後に盆地に広く普及し、さらにそののちある時期に里の編成が進んだという大まかな図式の想定を可能にする。その時、既成立の国分寺や尼寺の前面の線、国庁域正中線や南辺線、1町方格地割施工単位の接合線(第9図のリーヌあるいはルーヲ)などが考慮に入れられたというふうに想像できるならば、第2図の6町方格破線網は、条および里の界であった可能性にも考え及ぶことができる。これは極めて大胆な考えではあるが、一つは遺存坪地名のいくつかのものが、第2図破線網のような里を想定した場合に、例えば大山荘域と同じ坪並——北西隅を「一ノ坪」として第1列が南下する千鳥式坪並——をあてはめると合致するといった事実があり(第2図の盆地南部の「2」や「11」)、また、出雲神社文書の長祿年間(1457-59)のものに、惣村名として「北出雲」「中村」「江嶋里」の名が挙がっており、これらが現集落として残り、盆地東辺でそれぞれM、N、Pとして指示したように、南北6町幅の破線枠にはほぼ対応して並ぶことなど、或る「裏付」となし得るものがあるように思われるのである。

む す び

小稿は、(1)空中写真の検討が亀岡盆地北半に限られているという「範囲」の点からも、(2)検討内容が水利との関わりに及んでいないという点からも、(3)末尾近くで展開した里の編成にかかわる議論が「基礎的検討」という枠におさまらない、大胆で憶測の多いものであるという点でも、「未完」のものといわざるを得ない。第1報とした所以であるが、引き続き盆地南半の空中写真にもとづく検討をおこない、本稿ではついに言及する時間的・紙幅的余裕をもたなかった発掘調査結果や出雲神社文書の条里史料とのかかわりの検討と、本稿で一つのたたき台のつもりで提示した6町方格網の再検討とを重ねて、第2報以下として報告することを期し、ひとまずここで筆をおくことにする。

(足利健亮＝京都大学教養部教授・当センター理事)

付記 本研究の一部に、福武学術文化振興財団の助成金(研究課題「条里地割のパターン分析」)を使用した。

注1 竹岡 林「大井川右岸地域に於ける条里制—京都府亀岡盆地—」、『亀岡高校研究紀要』3 1955 (この論文は『亀岡市史』上巻に「条里制」として収められた。)

注2 高橋誠一「亀岡盆地の条里と丹波国府」, 水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視圏』, 大明堂, 1985

注3 高木勇夫「亀岡盆地の条里地域と自然環境」, 同『条里地域と自然環境』, 古今書院 1985

注4 樋口隆久「丹波国分寺」, 『京都府埋蔵文化財情報』3, 1982

土橋 誠「丹波国分寺跡」, 『京都府埋蔵文化財情報』10, 1983

亀岡市教育委員会『史跡丹波国分寺跡第三次発掘調査現地説明会資料』 1984

注5 木下 良「丹波国府址—亀岡市千代川に想定する—」, 『古代文化』16の2 1966

注6 藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』 大明堂, 1960

注7 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』 大明堂, 1985